

平成31年1月15日号

区政報告

発行所：品川区議会公明党

住 所：品川区広町 2-1-36 品川区役所 5 階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

- 議会控室：広町2-1-36品川区役所議会棟5階
- 電話：03-5742-6817
- ファックス：03-3774-3366
- Eメール：info@shinagawa-komei.org
- HP：<http://www.shinagawa-gikaikomei.org/>



誰もが安心して学べる品川へ 品川区の教育補助制度

区では、経済的に困難な保護者の負担を軽減するため、費用などを援助する制度を設けています。

●多子家庭給食費補助

区内在住で義務教育の児童・生徒が3人以上おり、所得が基準額以下の世帯に対し、給食費を援助しています。



【申請方法】対象となる世帯に申請用紙が送られます。期限内に申請をしてください。

【問合せ】学務課保健給食係 ☎5742-6829

●就学援助

区内在住で公立小・中・義務教育学校に通学し、生活保護を受けている、または所得が基準以下の世帯の方を対象に、学用品費などを援助しています。

【申請方法】4月初旬に学校を通じて保護者宛に申

請書を配布します。期限内に申請をしてください。

【問合せ】学務課学事係就学援助担当

☎5742-6828



●品川区奨学金貸付金

区内在住で経済的な理由により高校・高専等へ就学困難な方に対する貸付金です。

【申請方法】毎年10月頃に区役所にて申請書が配布され、申請期間中に手続きが必要です。

【問合せ】子ども家庭支援課 ☎5742-6385

他にもさまざまな奨学金制度があります。詳しくはお問合せください。

●就学支援金（公立）●奨学給付金（公立）

【問合せ】東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

●就学支援金（私立）●奨学給付金（私立）

●授業料軽減助成金（私立）

【問合せ】東京都私学就学支援金センター

子どものための 子どもすこやか医療費助成

中学3年生までの児童が医療機関等で診療を受けた時、保険診療の自己負担分を品川区が助成します。（通院・入院・入院時の食事負担金）

【対象】・品川区内に住所がある、中学生（15歳到達後最初の3月31日まで）までの児童

・児童が健康保険に加入していること

※ただし、生活保護受給者、児童福祉施設入所者、里親に委託されている児童は除きます。

【交付申請について】

子どもの出生日・転入日から1ヶ月以内の申請の場合…出生日・転入日からの受給資格

子どもの出生日・転入日から1ヶ月を過ぎた申請の場合…申請日からの受給資格

【問合せ】子ども家庭支援課 医療助成係

☎5742-9174

家庭で省エネ・節電対策 ウォームシェアで温かく

余分な暖房を止めて、みんなでひとつの部屋や場所に集まることでエネルギーを節約するのが「ウォームシェア」です。

家族や仲間、みんなでひとつの部屋に集まって鍋を楽しめば、心もからだもあたたまります。

また、家庭の暖房を止めてまちに出れば、家全体のエネルギー消費を減らすことができます。図書館や児童館等の公共施設で過ごしたり、スポーツを楽しんだり、銭湯で温まるのもいいですね！

まだまだ寒い

日が続きますが、ちょっとした工夫で節電に取組みましょう！

